

MAY. 2020
令和2年5月号

小樽市


 まちの写真館
スマイル


- 1 3月27日、新旧ミスおたる交代式が行われました。式典では2019ミスおたる（写真左二人）から2020ミスおたる（写真右二人）へと襷がかけられ、「小樽の魅力発信・観光PR」の使命が受け継がれました。
- 2 3月19日、107年の歴史に幕を下ろす豊倉小学校で閉校式を行いました。式典は規模を縮小して児童や保護者・教職員など約40人で行い、出席した皆さんは同校との別れを惜しんでいました。
- 3 3月26日、第6回小樽ショートフィルムセッション表彰式を行いました。今回は小樽ならではの食べ物をカットに入れた短編映画13作品がエントリー。審査の結果選ばれた8作品に対し、表彰状と副賞が授与されました。
- 4 生活協同組合コープさっぽろから、市ヘナップランドカバー 750枚が寄贈され、3月19日に贈呈式を行いました。寄贈されたナップランドカバーは、市内の新入学児童へ配布されます。

「広報おたる」に掲載したあなたの写真を差し上げます。ご希望の方はお申し出ください。



稲穂小学校で入学記念の写真を撮る親子。新しく始まる学校生活を前に、少し緊張した様子でした。頑張れ！ピカピカの1年生！！

- 02 新型コロナウイルス感染症の影響による各種支援策のご案内
03 令和元年度予算下半期の執行状況
04 マイナンバーの通知カードが廃止されます
05 たるトク健診を受診しましょう
06 空き家の利活用をしませんか？
07 住宅の省エネ改修工事費の一部を助成します

- 07 住宅改造資金に対する融資の利子分を補助します
08 有毒植物による食中毒に要注意！
09 民生委員・児童委員をご存知ですか？
10 情報パレット
20 まちの写真館スマイル

広報おたる（毎月1日発行）

発行・編集／小樽市総務部広報広聴課
☎04111内線223・224、FAX04331

✉koho@city.otaru.lg.jp

※新聞未購読世帯に無料で配送しますので、ご希望の方はお知らせください。

●広報番組

テレビ○小樽フラッシュニュース（STV）
毎週土曜日：午前10時25分

ラジオ○小樽市民ニュース（FMおたる/76.3MHz）

月～金曜日：午前9時40分ごろ
土・日曜日：午前9時54分ごろ

○明日へ向かってスクラムトライ！（同）
第1・3月曜日：午後2時

放送翌々日の水曜日：午後7時（再放送）

※FMおたるホームページからも聴くことができます。

●小樽市役所（執務時間：午前9時～午後5時20分）

〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号

☎代表0134@4111

住民基本台帳人口（令和2年3月31日現在）

■人 口 11万3728人（男5万1284人・女6万2444人）
うち外国人708人

■世帯数 6万2991世帯

小樽市役所
ホームページ



●当番病院のご案内

テレホンサービス（録音による案内）

小樽市夜間急病センター ☎04618

土曜日：午前7時～午後2時

日曜日、祝日：午前9時～午後6時

※医療相談は行っていません。

※小樽市医師会ホームページでも確認できます。

●防災関係の連絡先

小樽市消防本部 ☎09137

小樽市水道局 ☎08111

小樽警察署 ☎0110

北海道電力(株)小樽支店 ☎01111

北海道ガス(株)小樽支店 ☎01511

令和2年4月号の住民基本台帳人口の集計年に誤りがありました。
正しくは令和2年2月29日です。訂正してお詫びいたします。



この広報誌は、再生紙と環境にやさしい大豆油インキを使用しています。

各種支援策のご案内

国は、4月7日、緊急事態宣言を発令し、感染拡大を抑制するため、引き続き不要不急の外出を自粛するよう呼び掛けています。そのような中、休業せざるを得なくなった事業主や給与収入が減少した世帯に対する支援策が示されました。そこで今回は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方々への主な支援策や相談窓口についてお知らせします。

この記事は2年4月16日に作成しました。



市民の皆さん

収入が減って、当面の生活費が心配

緊急小口資金の貸付

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で減収となり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付額 10万円以内(特例の場合20万円以内、一世帯につき1回限り)

総合支援資金(生活支援費)の貸付

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で失業等により減収となり、生活に困窮している世帯(原則として生活困窮者自立支援機関からの支援に同意していること)
- 貸付額 単身世帯は月額15万円以内(2人以上の世帯は月額20万円以内)を原則3カ月以内(最長12カ月以内)

※上記以外にも条件がありますので、お問い合わせください。

◆詳細 小樽市社会福祉協議会 ☎ ☎5631、 ☎ ☎5641
生活サポートセンター「たるさぼ」 ☎ ☎1124・ ☎ ☎1128



税金や国民健康保険料、水道料金、医療費の支払いはどうしよう・・・

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難となった方(事業者を含む)

相談内容	相談窓口
個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の納付猶予	納税課 ☎ ☎4111内線251～254、 ☎ ☎5354
国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料の納付猶予	保険収納課 ☎ ☎4111内線445、 ☎ ☎6168
解雇・倒産等により離職した方の国民健康保険料の軽減	国保年金課 ☎ ☎4111内線290、 ☎ ☎6168
国民年金保険料の免除・納付猶予	国保年金課 ☎ ☎4111内線292、 ☎ ☎6168
国民健康保険・後期高齢者医療保険制度の病院等で支払う一部負担金の減免	国保年金課 ☎ ☎4111内線290、 ☎ ☎6168または後期高齢・福祉医療課 ☎ ☎4111内線312、 ☎ ☎0120
水道料金・下水道使用料の分割納付	水道局料金センター ☎ ☎4111内線562・563・567、 ☎ ☎36730

今後予定している主な支援事業(市が窓口となるもの)

現在、次の事業について、国において検討がされています。詳細が決まりましたら、本誌または市ホームページでお知らせする予定です。

臨時給付金の支給

新型コロナウイルス感染症対策としての臨時の給付金を国において検討中

各種保険料の減免

●概要 新型コロナウイルス感染症の影響で減収となった方の国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料(第一号保険料)の減免

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

●概要 原則、2年4月分(一部3月分を含む)の児童手当(特例給付を除く)の対象児童への1万円の支給

国民健康保険・後期高齢者医療保険の傷病手当金の支給

●概要 新型コロナウイルス感染症の感染者または感染の疑いがある方の給与収入相当額の一部の支給

事業者の皆さん



従業員の給料を支払えなくなりそう・・・

雇用調整助成金の特例措置

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で事業活動を縮小し、従業員を休ませるなどして雇用の維持を図った事業主
- 助成額 対象従業員に支払った休業手当相当額等の一部(日額上限8330円)
- ◆詳細 ハローワークおたる ☎ ☎8689、 ☎ ☎4691



売上げが半減してしまっ・・・

持続化給付金

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが前年同月比50%以上減少した事業主(大企業を除く) ※補正予算成立後、一週間程度で申請の受け付けを開始します。
- 給付額 法人は200万円、個人事業主は100万円(減少分を上限)
- ◆詳細 中小企業金融・給付金相談窓口 ☎ ☎0570(783)183

従業員の子供が通う小学校が臨時休業になったので、有給休暇を取得させたい



働き方改革推進支援助成金(職場意識改善特例コース)

- 対象者 新型コロナウイルス感染症対策として特別休暇の規定を新たに整備する中小企業事業主
- 助成額 整備にかかる経費の4分の3(上限50万円)
- ◆詳細 北海道労働局雇用環境・均等部企画課 ☎ ☎011(788)7874

小学校休業等対応助成金

- 対象者 臨時休業等により小学校等を休む子どもの世話をする従業員に有給休暇を取得させた事業主
- 助成額 対象従業員に支払った賃金相当額(日額上限8330円)
- ◆詳細 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ ☎0120(60)3999

小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする方向け)

- 対象者 臨時休業等により小学校等を休む子どもの世話をするため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者
- 助成額 就業できなかった日1日当たり4100円(定額)
- ◆詳細 学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎ ☎0120(60)3999

令和元年度予算下半期の執行状況

市では、予算・決算の内容やその執行状況を年4回(4・5・10・11月)市民の皆さんに公表しています。今回は、元年度予算における3月31日現在の執行状況についてお知らせします。

◆お問い合わせは、財政課 ☎ ☎4111内線231へどうぞ。

一般会計・特別会計の執行状況

この表には、平成30年度からの繰り越し分を含みます。()内は予算額に対する収入率・執行率です。

一般会計	予算額	590億4612万円	
	収入額	505億5961万円	(85.6%)
	支出額	495億9884万円	(84.0%)
特別会計	予算額	335億5040万円	
	収入額	284億8413万円	(84.9%)
	支出額	307億6223万円	(91.7%)

※一般会計と特別会計には出納整理期間があるため、最終的な収入・支出の決算額は、今回の数値を上回ります。なお、企業会計を含めた全ての会計決算状況は、本誌10月号でお知らせします。

市有財産の現在高

1776億9315万円(道路・橋・企業会計分を除く)

内訳	土地	…765億7381万円
	建物	…847億669万円
	その他	…164億1265万円

市債(長期借入金)の現在高

842億957万円(企業会計を含む)

一時借入金の現在高

38億5000万円(企業会計を含む)

※出納整理期間…4月と5月の2カ月間を指します。一般会計と特別会計に設けられており、3月までに完了した工事代金の支払いや、事業の完了後に交付される国や道からの補助金の受領など、未収金や未払金の整理をする期間のことです。

GIFT
QUOカードが
もらえる！

国保の特定健診

たるトク健診を受診しましょう

小樽市国民健康保険（国保）に加入されている40歳から74歳の方全員が対象の「特定健診」がリニューアルし、「おたる」の「おトク」な特定健診、「たるトク健診」になりました。今回は、たるトク健診と、今年度に行うキャンペーンについてお知らせします。



特定健診の受診率が低い小樽市

特定健診は、メタボリックシンドロームに着目して生活習慣病のリスクについて検査する、国で定める健康診査です。健診の結果、生活習慣の見直しが必要な方は、特定保健指導として無料で専門家のアドバイスを受けることができます。本市では特定健診の受診率が低い状況が続いており、平成29年度の受診率は全国3373団体のうち、下から10番目となっています。

特定健診を受診せずにいると、病気の発見が遅れて医療費が多く掛かってしまいます。さらに、一人一人の医療費が高くなると、保険料が高くなってしまう可能性もあります。特定健診を受けることで自分の体の異常を早期に発見して重症化を予防し、医療費の家計への負担を軽減することができまので、ぜひ利用して生活習慣の改善に努めましょう。

たるトク健診キャンペーン

市では特定健診に親しみを持っていただけよう、愛称を「たるトク健診」としました。たるトク健診の対象となる方には5月中旬に受診券が届きます。また、5月の新聞に折



たるトク健診のお得なキャンペーン

※受診すると自動で対象になります。

＊9月末までに受診すると、早期受診キャンペーン賞として1000円分のQUOカードがもらえる！

＊9月末までの受診を逃した方にも毎月抽選で20人に1000円分のQUOカードが当たります！

＊受診した方全員の中から抽選で100人に脳ドック受診券や健康グッズなどが当たります！

＊3年連続で継続して受診した方に抽選でPET-CT検査(全身のがんが一度に検査できる検査)の受診券が当たります！

り込まれる「小樽のけんしんまるわかりブック」も併せてご覧ください。たるトク健診は通常8000円以上かかる国の指定した内容の健診を800円（非課税世帯は無料）で受けることができます。また、より多くの方に特定健診を受けてもらうため、お得なキャンペーンを実施します（右の囲みを参照）。

健診・診療結果をお知らせください

たるトク健診の項目を満たす健診結果（人間ドックや職場の健診）や診療結果（かかりつけ医での検査）の情報提供をしていただければ、たるトク健診を受けたものとみなし、キャンペーンの対象となります。健

診結果の提出は国保年金課へ、診療結果の提出は主治医にお問い合わせください。

【特定健診を受診される方へお願い】
体調不良の際は受診を控え、また、手洗いや咳エチケットなどの感染予防対策にご協力ください。
なお、新型コロナウイルス等の感染拡大防止のため、「地域のけんしん」等の集団健診が中止となる可能性があります。緊急事態宣言等により、集団健診に加え、個別の医療機関での健診についても中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆お問い合わせは、国保年金課 ☎ 4111 内線395、☎ 6168 へどうぞ。

マイナンバーの 通知カードが廃止されます

マイナンバー（個人番号）の通知カードが5月下旬に廃止されます。そこで、その内容やマイナンバーカードの申請方法などについてお知らせします。

通知カードの廃止と経過措置

マイナンバーの通知カード（左の図を参照）が、法改正により、5月下旬に廃止されることとなり、マイナンバーを証明する書類として使用できなくなります。それに伴い、通知カードの新規発行や再発



通知カードとは、平成27年秋に国から全国民に送付された、マイナンバーを証明する緑色の紙です。

行、氏名、住所などの記載事項の変更手続きもできなくなります。マイナンバーを証明する書類が必要な場合には、マイナンバーカードを提示するが、マイナンバー入りの住民票の写しまたは住民票記載事項証明書の提出が必要となります。

知カードは、氏名や住所などが住民票と一致している場合に限り、廃止後も引き続きマイナンバーを証明する書類として使うことができます。

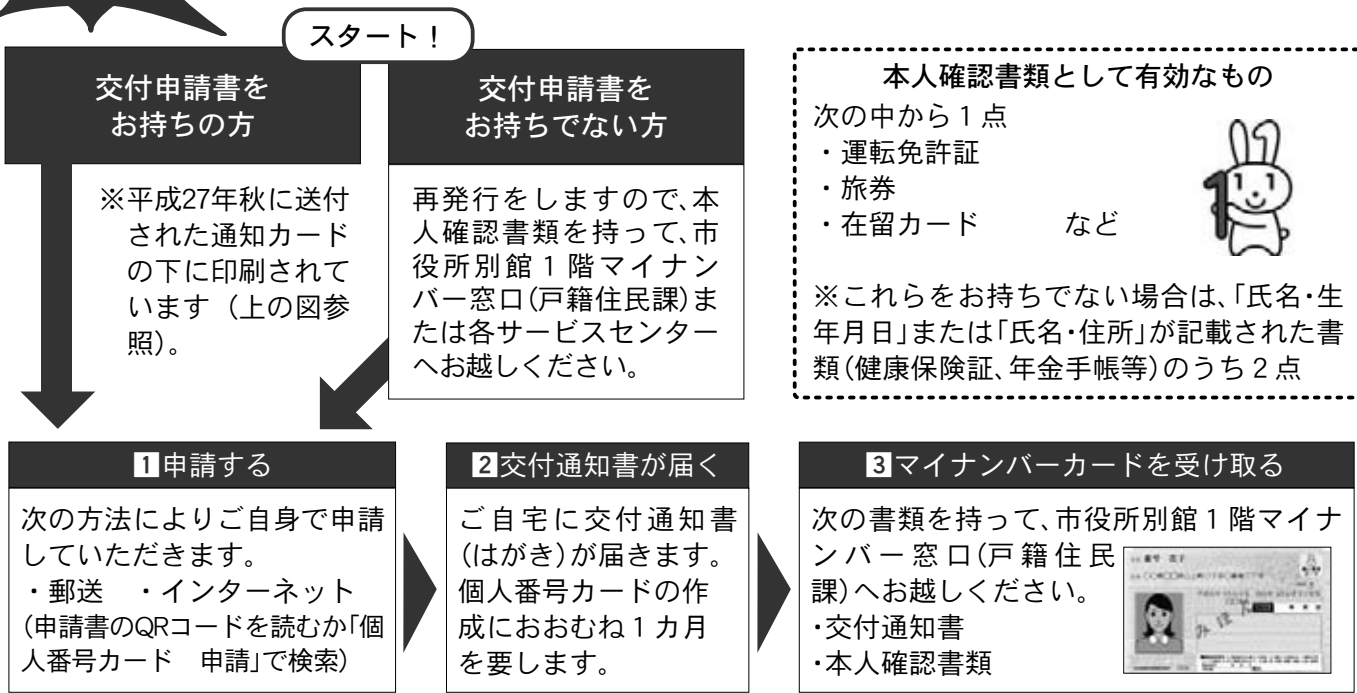
この機会にマイナンバーカードの申請を

マイナンバーカードは、これ1枚でマイナンバーを証明することができ、写真付きの身分証明書にもなるほか、3年3月からは保険証としても使えるようになる予定です。マイナンバーカードの取得には申請が必要です（下の図を参照）。交付まで、おおむね1カ月を要しますので、余裕を持って申請してください。

◆お問い合わせは、戸籍住民課 ☎ 4111 内線296、☎ 4644 へどうぞ。

マイナンバーカードの申請と交付までの流れ

申請には交付申請書が必要です



住宅の省エネ改修工事費の一部を助成します

住宅の省エネ改修工事を対象に、工事費用の一部を助成する事業についてご案内します。
◆詳細 建築住宅課 ☎ 4111 内線 364、FAX 4554



小樽市住宅エコリフォーム助成事業

申し込みができる方

次の3項目全てに該当する方

- 小樽市民であり、かつ市税を滞納していない方
- 前年の所得の額が550万円以下の方
- 住宅エコリフォームを行う住宅を所有する方

対象となる住宅

- 市内の一戸建て住宅（空き家も含む）
- 共同住宅の住居専用部分（店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象）

※同一住宅の利用は年度内1回限り。

※前回の住宅リフォーム助成を利用した住宅も可能。

※国、道および市で実施する他の支援制度との併用はできません。

対象となる施工業者

「小樽市住宅エコリフォーム助成事業資格登録者」として登録している事業者（詳細はお問い合わせください）

対象となる工事

工事費の総額が50万円以上で令和3年2月26日までに完了する下記の工事

- 断熱改修工事
 - 窓の断熱改修工事（居室の一部の窓でも対象とする）
※居室：居間、寝室、子ども部屋、和室など
 - 壁、床、天井または屋根の断熱改修工事
※断熱改修工事は、省エネ基準（平成28年基準）に適合すること。

- 省エネ型設備機器設置工事
 - 自然冷媒ヒートポンプ給湯機（例：エコキュート）、自然冷媒ヒートポンプ暖房機
 - 潜熱回収型給湯機（例：エコジョーズ）、潜熱回収型給湯暖房機
 - 太陽光発電、太陽熱利用システム
- ※既に工事を始めている場合や、工事が終了している場合は対象となりませんのでご注意ください。

対象外の工事

- 省エネ基準に適合しない断熱改修工事
- 新築工事
- 外装材の張り替え、塗り替えのみの改修工事
- 屋根板を不燃材料でのふき替えのみの改修工事
- 内部の模様替え工事
- 水回りを改良する工事

助成額

対象工事に要した費用と基準工事費を比較して少ない額の10分の1で、同一住宅の利用上限額は30万円

※基準工事費については、建築住宅課（内線364）までお問い合わせください。

申し込み

先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります



住宅改造資金に対する融資の利子分を補助します

市民の方が市内の金融機関から融資を受けて一戸建て住宅を改造する場合に、融資の利子分を補助する制度についてご案内します。◆詳細 建築住宅課 ☎ 4111 内線 354、FAX 4554

小樽市バリアフリー等住宅改造資金融資制度

申し込みができる方

次の4項目全てに該当する方

- 市内に住所を有し、次の（1）、（2）のいずれかに該当する方

（1）改造工事を行う住宅に居住している方またはその配偶者

（2）上記（1）の方の三親等内の親族

ただし、バリアフリー改造工事にあつては、改造する住宅に55歳以上の方または障害者の方が居住していることが条件となります。

- 融資申し込み時の年齢が20歳以上で、資金完済時の年齢が75歳（一部の取り扱い金融機関は70歳）未満の方
- 前年の所得金額が1200万円以下で市税の滞納がない方
- 「小樽市住宅エコリフォーム助成事業」を利用していない方

対象となる住宅

市内の一戸建て住宅（店舗や事務所併用住宅は住宅部分のみが対象）

対象となる施工業者

市内に本店、支店等がある業者または市内在住の個人業者



対象となる工事

- バリアフリー改造工事
- リフォーム全般工事

※融資決定後に工事を着手することになるため、既に工事を始めている場合や、工事が終了している場合は対象となりませんのでご注意ください。

融資の条件

●融資限度額	①	バリアフリー改造工事	200万円
	②	リフォーム全般工事	200万円
	③	①+②の合計限度額	
		無担保の場合	200万円まで
		有担保の場合	400万円まで

- 利率 無利子
- 償還期間 無担保融資 7年以内
有担保融資 15年以内

取り扱い金融機関

北洋銀行・北海道銀行・北陸銀行・北海道信用金庫・北海道労働金庫の市内にある支店

申し込み

先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります

※事前に建築住宅課（内線354）にご相談ください。

空き家の利活用をしませんか？



市では、「小樽市空家等対策計画」を策定し、計画の着実な実施に努めているところです。今回は、「空き家利活用推進事業」や空き家の処分に関する制度・取り組みなどについてお知らせします。

不動産関係団体との協定締結

本市ではこれまで、管理不全で危険な空き家を法律に基づく「特定空家等」に認定し、必要な措置を行うなど、各種取り組みを実施してきました。今後、危険な空き家を増加させないためには、空き家の利活用を推進することが重要です。そこで、昨年8月に本市と公益社団法人北海道宅建物取引業協会小樽支部、公益社団法人全日本不動産協会北海道本部の不動産関係2団体が「空家等の利活用推進に係る協定」を締結し、空き家の利活用を図ることとしました。

空き家利活用推進事業

状態が良好で流通の可能性がある空き家については、協定を締結した2団体と連携・協力し、空き家の利活用を推進します。これまでの利活用対策として行ってきた「空き家・空き地バンク」は、所有者自らの申し出により売買・賃貸を促す制度ですが、本事業は、あらかじめ選定した地

特定空家等における除却費用の助成

危険な空き家住宅の解体に対し、除却費用の3分の1までを助成します。助成の限度額は、30万円です。

対象区域

市街化区域のうち港町、築港、銭函4・5丁目を除く区域

対象者

- ・住宅の所有者または相続人
- ・市税の滞納がない
- ・暴力団等と関係を有しない
- ・前年の世帯総所得が552万円以下

対象となる空き家

（次の条件を全て満たしていること）

- ・専用住宅または延べ面積の半分以上が住宅である兼用住宅であること
- ・危険な状態であること
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・所有者および相続人が複数いる場合、所有者および相続人の同意が得られること
- ・故意に破損させたものでないこと
- ・他に補助を受けていないこと
- ・その他にも条件がありますので、詳しくは建築指導課空き家対策担当までお問い合わせください

申し込み

- ・申し込みは5月1日より先着順で受け付け、申請額の合計が予算額に達した時点で締め切ります
- ・既に工事に着手している場合は対象となりませんのでご注意ください

区内で、市が空き家所有者に対して意向を確認し、同意が得られたものについて連携団体の不動産会社等に空き家情報を提供することで流通を促す事業です。これにより、これまで連絡先がわからず流通されなかった空き家についても「掘り起こし」が促され、管理不全で危険な空き家の増加が抑制されるものと期待しています。本事業については、今年度中から実施する予定です。

お持ちの空き家を有効活用 空き家・空き地バンク

空き家・空き地バンクとは、市内にある空き家や空き地の物件情報を登録し、市のホームページで公開することによって広く周知し、物件の有効活用を図る制度です。

※申し込みがあった物件については、不動産業者の協力を得て登録の可否を調査します。登録にはその他条件がありますので、詳しくは建築指導課空き家対策担当までお問い合わせください。

空き家の譲渡所得の3000万円特別控除

相続した空き家を売却した場合に所得税が軽減される制度があります。昭和56年5月31日以前に建てられた住宅を相続発生から3年後の年末までに耐震改修して売却するか、解体し、更地にして売却する場合に譲渡所得から3000万円が特別控除されます。※特例措置の適用を受けるには、市で必要書類の発行手続きを行い、税務署に確定申告する必要があります。



有毒植物による食中毒に要注意！

雪が融け、新緑が芽生えるこの時期、連休などを利用して山菜採りに出かける方も多いのではないのでしょうか。今回は、有毒植物による食中毒の注意点についてお知らせします。

春のレジャーに潜む危険

近年のアウトドアブームなどにより、外に出て自然を楽しむ人が多くなってきました。春になると山菜採りに出かける人が増え、有毒植物を食べたことによる食中毒が多発します。野草の中には食中毒の原因となる有毒植物があるため、注意が必要で、食用と確実に判断できない植物を食べるのはやめましょう。

食べられるか判断のつかない植物は…

絶対に

採らない

食べない

もし食べて異常を感じたら、すぐに医療機関を受診してください。

売らない

人にあげない

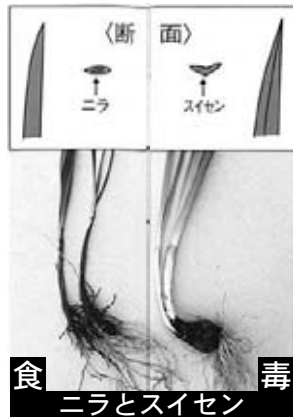
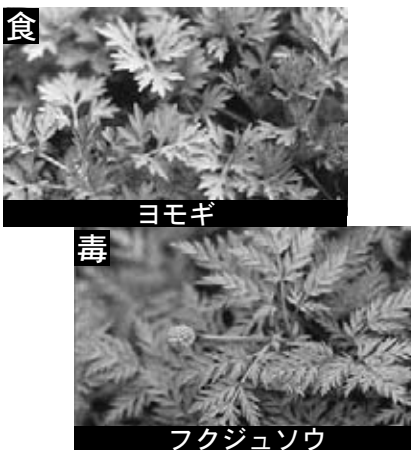
他人事ではありません

道内でも過去5年間で有毒植物による食中毒患者が17人発生しており、そのうち6人が食中毒により命を落としています。食中毒は他人事ではありません。平成31年4月には本市でも山菜の「シヤク」に有毒植物である「トリカブト」が混じっていたことにより、食中毒を起こした事例が発生しました。山菜と有毒植物が混生することもあるので、採るときは一本一本よく確認して採るようにし、調理前に再度確認してください。

◆お問い合わせは、保健所生活衛生課 ☎ 3118、FAX 1469 へどうぞ。

毒草ハンドブックを配布しています

保健所では、山菜と間違えやすい有毒植物をまとめた「毒草ハンドブック」を配布しています。毒草ハンドブックは北海道が作成したもので、食べられる山菜と食べられない有毒植物の見分け方などが記載されています。山菜採りの際はぜひご活用ください。



出典：北海道「毒草ハンドブック」

代表的な山菜と有毒植物(死亡例のあるもの)

山菜	似ている有毒植物
ニラ	スイセン
ニリンソウ	トリカブト
ヨモギ	フクジュソウ、トリカブト
シヤク	ドクニンジン、トリカブト
ギボウシ	バイケイソウ、イヌサフラン
セリ	ドクゼリ
ギョウジャニンニク	イヌサフラン

民生委員・児童委員を ご存知ですか？

民生委員・児童委員の役割と、世帯状況調査についてお知らせします。

相談をお受けします

民生委員・児童委員は、地域住民の身近な相談に応じ、福祉制度の紹介や必要なサービスを受けられるように関係機関への「橋渡し役」を務めるほか、高齢者世帯の見守りなど多岐にわたって活動をしています(左下の囲みを参照)。

市内には、厚生労働大臣から委嘱された345人の委員が16地区に分かれて活動しています。各地区の委員の連絡先は、右下の表にある各地区民生児童委員協議会会長または小樽市民生児童委員協議会事務局へお問い合わせください。

世帯状況調査にご協力ください

地域住民の相談などに適切に対応できるように、委員が各家庭を訪問し、住所や電話番号、家族構成などをお聞きする世帯状況調査を行っています。各家庭を訪問する際は、必ず「民生委員・児童委員の身分証明

こんな悩みはありませんか

暮らしのこと

- 住まいに関すること
- 職業や年金など生活に関すること
- 生活福祉資金など各種貸付制度の利用に関すること
- 生活保護に関すること
- 遊び場、通学路などの危険箇所に関すること



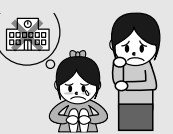
介護・福祉サービスに関すること

- 毎日の介護で困っていること
- 福祉除雪など、福祉サービスの利用に関すること
- デイサービス・ショートステイなど施設利用に関すること
- 介護保険制度などに関すること



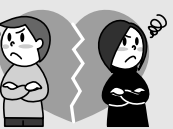
育児・教育のこと

- 育児やしつけに関すること
- いじめや不登校に関すること
- 学校生活の悩みに関すること
- 児童虐待に関すること



家族関係のこと

- 結婚・離婚に関すること
- 親子関係、扶養に関すること
- 相続に関すること



その他の困りごと

- 心身の疾病に関すること
- 心身の障害に関すること



民生児童委員協議会地区会長(16地区)の連絡先

地区	区域	氏名	連絡先
塩谷	塩谷、桃内、忍路、蘭島	こが古賀るみ子	☎FAX 260852
オタモイ	オタモイ、幸(長橋地区に含まれる住所を除く)	たかしま高島クニ子	☎FAX 331057
長橋	長橋、幸2丁目1～7・19～21・22(9～11号)・23・24・25(1～12号)	うえのともこ上野知子	☎FAX 27346
高島	高島(手宮地区に含まれる住所を除く)、祝津、赤岩	かねこようこ金子陽子	☎FAX 338396
手宮	錦町、末広町、豊川町、石山町、手宮、高島4丁目15、梅ヶ枝町、清水町	とないひろし戸内廣	☎FAX 27364
稲穂	稲穂	にしやまかんじゆん西山寛純	☎FAX 1919 FAX 24949
浜小樽	港町、堺町、色内、東雲町、山田町、相生町	すずきおさむ鈴木 攻	☎FAX 21835
花園	花園	くどうあきひろ工藤昭博	☎FAX 250216
山手	最上、緑、富岡	いちやなぎふさこ一柳 富佐子	☎FAX 25461
入船西	松ヶ枝、入船(入船東地区に含まれる住所を除く)	かわうちゆきひろ河内雪彦	☎ 260754
入船東	有幌町、住吉町(南樽地区に含まれる住所を除く)、住ノ江、入船1丁目・2丁目1～11	たかはしふさこ高橋房子	☎FAX 27821 FAX 28681
南樽	住吉町11(13号～)・14(6～19号)・15～17、信香町、新富町、勝納町、築港、若竹町、潮見台、真栄1丁目1～3・5、2丁目8～9	ささきのりこ佐々木則子	☎FAX 24769
奥沢	若松、奥沢、天神、真栄(南樽地区に含まれる住所を除く)	まつもとこうじ松本康志	☎FAX 1520 FAX 1528
東小樽	船浜町、望洋台、桜(朝里地区に含まれる住所を除く)	たかはしまさのり高橋正典	☎090(9523)5380
朝里	朝里、新光、新光町、朝里川温泉、桜3丁目26	にしおいつこ西尾伊都子	☎FAX 1607 FAX 1655
銭函	張碓町、春香町、桂岡町、銭函、見晴町、星野町	みやざきよしひさ宮崎與志久	☎FAX 26573